# 契約書(案)

- 1 契約名 RPA (BizRobo!) ライセンス調達契約
- 2 納入期限 令和6年4月8日
- 3 納入場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所
- 4 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記について、佐賀県を甲とし、 を乙として、次の条項により 契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

# (総則)

- 第1条 乙は、甲に対し、別添「RPA (BizRobo!) ライセンス調達に関する仕様書」(以下、「仕様書」という。) に従い、RPA (BizRobo!) ライセンス (以下「ライセンス」という。) を納品する。
- 2 ライセンスの内容及び数量の詳細は、仕様書のとおりとする。
- 3 第1項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微な ものについては甲の指示に従うものとする。

## (契約保証金)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として、金 円を納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には利息をつけない。
- 3 甲は、乙が契約内容を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものと する。

# ※契約保証金免除の場合

# 【履行保険証提出の場合】

- 第2条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第1号により 免除する。
- 【過去2年間に当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行している場合】
- 第2条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号により 免除する。

## (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

# (契約金額の請求及び支払い)

- 第4条 甲は、頭書記載の契約金額を代金として乙に支払うものとする。
- 2 乙は、ライセンス納品後に前項の代金の支払請求書を甲に対して提出するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙に対して代金を支払うものとする。
- 4 甲の責に帰すべき理由により前項の規定による代金の支払が遅れた場合には、乙は 甲に対して代金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息の支払を請求することが できる。

## (再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、 甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにより、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該業務に係る業務遂行能力を持ち、第17条第1項第7号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。
- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力 団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該業務を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

## (契約の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合に おいて、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

## (損害発生時の処理)

第7条 乙は、納入品に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、 自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の理由による場合においては、この限りでない。

# (履行遅滞の場合における遅延損害金)

第8条 甲は、乙の責に帰する理由によりライセンスの納入期限迄にライセンスを納入 しないときは、その期日の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

## (秘密の保持等)

- 第9条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 甲は、乙又は乙の使用人が前項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。
- 3 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。
- 4 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第2項の規定により違約金を徴収することを妨げない。
- 5 本条の規定は、この契約が終了又は解除された後においても効力を有する。

## (善良な管理者の義務)

第10条 乙は、提供するサービスを善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

# (報告、調査等)

- 第11条 甲は、必要があるときは、乙に対し、納入品の現況について調査し、または資料 等による報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項による請求があった時は、調査に協力し、または速やかに報告しなければならない。

#### (権利の帰属)

- 第12条 仕様書及び本契約書に定めるところにより乙が甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は、甲の所有とする。
- 2 本件成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、甲

- に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる 権利も主張できない。
- 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 甲は、保守業務を第三者へ委託する場合には、本件成果物を開示及び翻案することが できる。
- 7 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害 を賠償しなければならない。
- 8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

## (著作者人格権)

- 第13条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったと きは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものと する。

## (著作権の登録・特許権等)

- 第14条 甲が文化庁又は一般財団法人ソフトウェア情報センターに対し第14条第2項の 著作権の登録申請を行う場合に、乙は当該手続に協力しなければならない。
- 2 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、甲乙間の特段の合意がない限り甲に帰属する。

# (権利不行使の保証)

- 第15条 甲又は甲の指定する者が、本件成果物を用いて本件業務及び本件業務の目的に沿った事業(本件契約終了後の事業を含む。)を実施するにあたり、乙は前条第2項により乙が所有する特許権等に基づいて、甲又は甲の指定する者に対し、自ら権利侵害であるとの主張をせず、又は乙の従業員及び再委託された場合における再委託先の従業員に権利侵害の主張をさせないことを保証する。
- 2 乙が前条第2項の特許権等を第三者に承継させる場合に、乙は、当該承継人から甲又

は甲の指定する者に対し、権利侵害の主張をさせない旨保証する。

3 本条の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後 もその効力を有する。

## (第三者の権利侵害)

- 第16条 乙は、甲に対して、本件成果物が第三者の著作権、特許権等その他の権利(以下 「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。
- 2 本件成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、 当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

## (甲の契約解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく直ちにこの契約の 全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
  - (2) 支払の停止があったとき、又は乙が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、もしくは、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する 見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、 又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判 明したとき。
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償 の責を負わないものとする。

# (違約金)

- 第18条 甲は、乙が前条第1項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。
- 2 前項の場合において、甲は、乙から納付された契約保証金又は契約保証金に代わる ものとして提供された担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

# ※契約保証金免除の場合

# (違約金)

- 第18条 甲は、乙が前条第1項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。
- 2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払 わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべ き金額に年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなけれ ばならない。
- 3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

#### (賠償責任)

- 第19条 乙は、その責に帰する理由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。
- 2 乙は、前項並びに第 12 条第 7 項及び第 9 条第 4 項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、乙は、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

## (費用の負担)

第20条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

# (準拠法及び管轄裁判所)

- 第 21 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解 釈されるものとする。
- 2 本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁 判所とする。

(協議)

第22条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 佐賀市城内一丁目1番59号

氏名 佐賀県総務部行政デジタル推進課

課長 〇〇 〇

乙 住所 氏名

遅延利息等の率は、政府調達の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定に基づき、 改正される場合があります。